

経済戦略局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について(特名随意契約分)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 随意契約理由番号	WTO
1	令和5年度市民レクリエーションセンタースポーツ教室企画運営業務委託	催事	(一財)大阪スポーツみどり財団	14,637,928円	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	令和5年度スポーツイベント魅力発信業務委託	催事	大阪スポーツみどり財団・JCOM共同事業体	29,854,119円	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
3	令和5年度ビジネスパートナー都市等交流事業業務委託	各種施策研究・調査	BPC交流事業共同体	48,224,347円	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
4	令和5年度大阪市アーティストサポート事業業務委託	その他	アクティオ・Be Creative共同事業体	18,726,990円	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
5	令和5年度企業等誘致・集積推進事業業務委託	各種施策研究・調査	大阪市企業誘致事業共同事業体	53,494,100円	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
6	令和5年度商店街空き店舗マッチング促進事業にかかるウェブサイト運営等業務委託	情報処理	(一社)大阪府宅地建物取引業協会	1,199,999円	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
7	令和5年度大阪市立東淀川屋内プール昇降機設備保守点検業務委託	機械設備等保守点検	東芝エレベータ(株) 関西支社	1,980,000円	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
8	令和5年度ATCホール管理運営業務委託	催事	アジア太平洋トレードセンター(株)	31,350,000円	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
9	ドバイ国際博覧会の情報・ネットワークを活かした大阪・関西万博に向けた調査業務委託	各種施策研究・調査	(独)日本貿易振興機構(ジェトロ) 大阪本部	7,581,156円	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—

経済戦略局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について(特名随意契約分)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 随意契約理由番号	WTO
10	令和5年度豊臣期石垣遺構保存状況確認調査業務委託	その他	(一財)大阪市文化財協会	2,951,300円	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	—
11	令和5年度クラシック音楽普及促進事業業務委託	催事	(公社)大阪フィルハーモニー協会	9,839,000円	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
12	令和5年度難波宮跡(南部ブロック)管理運営事業維持管理・情報発信業務に係る業務委託	公園清掃 外	難波宮跡公園「みんなのにわ」プロジェクト	10,500,000円	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
13	令和5年度特定計量器定期検査業務委託	その他	(特非)大阪市計量協会	42,713,000円	令和5年4月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	—
14	令和5年度外国人留学生との連携拡大及び起業支援業務委託	各種施策研究・調査	森興産(株)	4,194,537円	令和5年4月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
15	令和5年度大阪市都市農業振興事業業務委託	催事	(株)ジェイコムウエスト	7,915,600円	令和5年4月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
16	泉布観の観光拠点整備事業(設計)に係る技術指導業務委託	その他	(公財)文化財建造物保存技術協会	815,100円	令和5年6月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
17	令和5年度「空飛ぶクルマ」社会受容性向上業務委託	映画・ビデオ制作 催事	ソフトバンク(株)	11,256,575円	令和5年6月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
18	泉布観VRコンテンツ制作等業務委託	映画・ビデオ制作	凸版印刷(株)	29,342,500円	令和5年6月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度市民レクリエーションセンタースポーツ教室企画運営業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪スポーツみどり財団

3 随意契約理由

本業務は、市立小・中学校の体育施設を活用して市民レクリエーションセンタースポーツ教室を開設、平日の夜間や休日にさまざまな種目のスポーツ教室を実施し、市民のスポーツ振興を図ることを目的とするものである。

魅力ある市民レクリエーションセンタースポーツ教室を実施するために、予算額の範囲内において、民間事業者の持つノウハウ・発想・創造性を活かし、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

その結果、1団体から応募があり、その企画提案内容について外部委員3名からなる有識者会議による企画提案書審査及びプレゼンテーション審査の結果を基に、上記事業者を受注予定者に決定した。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、上記事業者との随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局スポーツ部スポーツ課（電話番号 06-6469-3882）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度スポーツイベント魅力発信業務委託

2 契約の相手方

大阪スポーツみどり財団・JCOM 共同事業体

3 随意契約理由

生涯スポーツの振興においては、「第2期大阪市スポーツ振興計画」に掲げているスポーツ実施率の向上を目標に、スポーツを継続的に行うきっかけづくりを提供し、だれもがスポーツに触れることのできる機会を増やすことが重要である。

本業務は、各スポーツイベント等の魅力を発信することで、より多くの集客を図り、スポーツ参画人口を増やすことを目的としている。

本業務における広報手法やイベント運営等において、民間事業者の持つノウハウ・発想・創造性を活かすため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

その結果、1事業者から応募があり、外部委員3名からなる有識者会議による企画提案書審査及びプレゼンテーション審査の結果を基に、上記事業者を受注予定者に決定した。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局スポーツ部スポーツ課（電話番号 06-6469-3882）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度ビジネスパートナー都市等交流事業業務委託

2 契約の相手方

BPC 交流事業共同体

3 随意契約理由

本業務は、本市のビジネスパートナー都市との経済交流事業を通じて市内中小企業の海外展開支援を行うものである。

本業務の実施にあたっては、海外現地情報、海外での企業マッチング支援等の高度な知識・豊富な経験、ノウハウが不可欠であることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手を決定することとした。

このことから、学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議での企画提案内容に対する意見を踏まえ、上記事業者を受注者に決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当することから、上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部国際担当（電話番号 06-6615-3749）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市アーティストサポート事業業務委託

2 契約の相手方

アクティオ・Be Creative 共同事業体

3 随意契約理由

本業務は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により停滞した文化芸術活動を担う、アーティストや文化芸術関係者及び団体等（以下「文化芸術関係者等」という。）に対して、活動の継続や再開、各種支援制度（給付・助成・貸付など）に関する一元的な相談サポートを公民連携で行うことにより、文化芸術の担い手を育成・支援し、大阪にある多彩で豊かな芸術文化を守り、育み、持続可能な文化芸術の振興や、さらなる都市魅力の向上に繋げることを目的としている。

本業務の具体的内容としては、文化芸術関係者等の活動再開及び活動継続に結び付くテーマを設定した個別相談会及び講座を開催するほか、文化芸術関係者等からの相談に対して一元的に対応する専門相談員を配置したアーティストサポート窓口を開設する等、文化芸術関係者等に対する一元的な相談サポートを実施するものである。

本業務の実施にあたっては、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

このことから、企画提案内容について学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の提案が契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-3890）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度企業等誘致・集積推進事業業務委託

2 契約の相手方

大阪市企業誘致事業共同事業体

3 随意契約理由

本業務は、大阪経済の活性化に資するため、進出企業との取引を通じたビジネスチャンスの拡大や雇用機会の創出、税収の増加などを目的として、大阪市内へ国内外からの企業等の誘致や再投資を促進するとともに、進出企業等の定着支援などの取組を行うものである。

具体には、健康・医療や環境・エネルギー、情報通信などの成長産業分野の企業等を中心に本市のインセンティブや大阪のビジネス環境の魅力を情報発信するとともに、展示会、ウェビナー等様々なビジネスの場を活用して有望企業等を掘り起し、それら企業等に対して継続的に誘致活動に取り組み、プロモーション活動にあたっては、大阪市・大阪府・大阪商工会議所が共同で設置する大阪外国企業誘致センター（O-BIC）等の機能も最大限活用しつつ、うめきた地区など市内各拠点の民間事業者とも協働のうえ、積極的なPRを行う。

本案件は、事業者からの相談対応のほか、進出関連情報の提供、行政書士等の紹介、事業用物件の紹介、人材確保への協力など、進出に向け必要なサポートを広く柔軟に行う必要があり、民間における独自のネットワーク・ノウハウを企業誘致に活用するのが効果的である。その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者を受注者とすることがふさわしいとの意見を得ており、その意見を踏まえ、上記事業者を受注者として選定したものである。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部立地推進担当（電話番号 06-6615-6765）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度商店街空き店舗マッチング促進事業にかかるウェブサイト運営等業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会

3 随意契約理由

本事業は、本市が持つ商店街等情報と事業者が持つ物件情報を連携させ、事業者のネットワークを活用し、空き店舗側（オーナー等）と入居者側（店舗・オフィス等）の双方のマッチングを促進させ、商店街等の空き店舗の利用促進を図り、商店街等の活性化につなげることを目的とした官民連携の事業である。

本事業目的を達成するには、空き店舗等の情報収集や、店舗利用以外の新たな需要を取り込む必要があり、地域に根差した宅地建物取引業者と連携することが効率的・効果的である。また、官民連携事業であることから、本市の空家等対策に関する深い理解と、本市が抱える課題について共通の認識を有していることも求められる。

上記事業者は、宅地建物取引業務の適正な運営と公正な取引を確保し、宅建業の健全な発展を図ることを目的に設立された一般社団法人であり、会員である宅地建物取引業者に対しての指導育成にも努める影響力のある団体である。大阪市内における宅地建物取引業者の内、約7割となる5,000社程度が会員として加入している市内最大の業界団体でもあり、地域の不動産情報に精通した宅地建物取引業者による市内全域をカバーするネットワークを有している。また、上記事業者の役員が大阪市空家等対策協議会の委員を務めており、空家等対策における課題等に本市と共通の認識を有している。

さらに、不動産情報検索サイト「ハトマークサイト」を運営しており無償で物件掲載が可能なため、会員である宅地建物取引業者が物件情報を提供し、タイムリーな物件情報が発信されている。

これらにより、上記事業者は広範なネットワークを活かし、会員である宅地建物取引業者に対して本事業目的を幅広く周知・共有し、協力を依頼して、効率的にハトマークサイトに商店街等の空き店舗物件情報を蓄積させ、入居者側の様々なニーズを汲み取ってマッチングを促進させることが可能である。

上記のことから、上記事業者は本市が求める官民連携での事業を遂行でき、本事業目的を効率的・効果的に達成できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づ

き、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（連絡先：06-6615-3784）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市立東淀川屋内プール昇降機設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本案件は、大阪市立東淀川屋内プール施設に設置されている昇降機設備について、保守点検業務を委託するものである。

上記事業者は、当該設備を製造した事業者であり、安全性の確保並びに製造事業者責任及び保守責任の一元化のため、本案件を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課（電話番号 06-6469-5145）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度A T Cホール管理運営業務委託

2 契約の相手方

アジア太平洋トレードセンター株式会社

3 随意契約理由

本業務は、アジア太平洋トレードセンター（A T C）の関連施設であり、公共的空間として認められるA T Cホールについて、施設の適切な管理運営を図ることにより、大阪経済の国際化・活性化及び咲洲コスモスクエア地区における賑わい創出の役割を果たすものである。

A T Cホールは、咲洲コスモスクエア地区全体のビジネス機能並びに集客機能の向上、さらには隣接する国際見本市会場インテックス大阪との一体化利用を図ることを目的として、本市とアジア太平洋トレードセンター株式会社が建設分担し、共有施設として設置された。以降、ビジネス交流機能の促進につながる展示・見本市等や企業の研修会、さらには広く一般市民を対象とする集客イベント等が開催されており、同社は、催事誘致・運営に関する蓄積したノウハウ・体制を有し、これまで一体的に管理運営してきた実績があり、本市の産業振興施策において一定の成果を上げている。

本業務の実施にあたっては、本市と同社が持分割合で所有している共有施設であるため、同社以外の者に履行させた場合、持分比率による分割運営は困難であり、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。効率的に運営し効果的な利用促進を図る観点から、ホール全体を同社が一体的に運営することが適正である。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部国際担当（電話番号 06-6615-3743）

随意契約理由書

1 案件名称

ドバイ国際博覧会の情報・ネットワークを活かした大阪・関西万博に向けた調査業務委託

2 契約の相手方

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ） 大阪本部

3 随意契約理由

本業務は、海外展開など販路拡大をめざす大阪市内の中小企業に対し、大阪・関西万博（以下「万博」という。）において、ビジネス機会の創出を図るために必要となる万博参加国のニーズ調査等を行うものである。

本業務を履行するには、参加国や各国パビリオン設置・運営機関、*IPM (International Participants Meeting) 国際参加国会議メンバー等との直接的なネットワークを構築し、参加国が万博で求めるビジネス関連の情報に精通していることが必須条件となる。

上記団体は、ドバイ国際博覧会を含む日本が過去に出展した全ての国際博覧会において、日本館の企画・設置・運営を担った唯一の団体であり、過去の開催・出展期間中に、日本館の運営等を通じ多くの参加国や IPM 等と直接的なネットワークを構築し、関係を深めてきた。

また、上記団体は、運営する日本館にドバイ国際博覧会を訪れた各国、国際機関の VIP を招き、意見交換会等を通じて、国や 2025 年日本国際博覧会協会とともに大阪・関西万博への参加招請活動を行ってきたため、参加国が万博で求めるビジネス関連の情報に精通している。

以上の理由により、上記団体のみが国際博覧会において構築した各国とのネットワークやビジネス関連情報を活用し、本業務を実施できる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

* IPM：万博参加国に対して、パビリオンの建設、展示の制作、運営準備の進め方など各種情報提供を行う会議

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

經濟戰略局産業振興部企業支援課 (06-6264-9834)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度豊臣期石垣遺構保存状況確認調査業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市文化財協会

3 随意契約理由

豊臣期石垣公開施設は、大阪城エリアの世界的な観光拠点化を進めるうえでの主要な施設として「大阪都市魅力創造戦略」に位置づけており、本丸の地下に存在する豊臣期の遺構である石垣を露出展示し、大阪城を訪れる人々が重層する大坂城の歴史を体感できるよう整備を行うものである。

過年度に発掘した遺構を適切に保存し、公開するには、乾湿の繰り返しが与える遺構への影響や、苔・カビ・地衣類の発生、地下水中に含まれる塩類が遺構表面に析出する等の劣化を防ぐために、常時地中や地表面での水の挙動を調査するとともに、石垣周囲に生じる振動及び石垣石材の変位を計測し、数値の変化を把握しておく必要がある。

豊臣期の石垣は、国民共有の財産であると同時に、特別史跡大坂城跡を構成する重要な文化財である。このような文化財を取り扱うためには十分な専門知識と、遺構に対する配慮が必要である。

文化庁は、発掘調査は埋蔵文化財の保護という公益の実現のための行政措置の一部として行われるべきものであり、調査の質や適正性の確保が必須の要件としている。また、大阪府教育委員会も「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取り扱い基準」により、埋蔵文化財の発掘調査は公的な発掘調査団体が実施することとしており、当該業務においても発掘調査と同等の体制で実施する必要があるため、公的な団体での実施が求められる。

上記事業者は、本市に代わって市内における文化財の調査、整理及び保存等を行っていただける唯一の団体であり、かつ公的な団体である。これまでも市内における埋蔵文化財発掘調査に従事し、多大な学術的な成果をあげるとともに、出土した遺物の保管等に当たってきた。そのため上記事業者に委託することが、文化庁の求める調査の質や適正性の確保のためには必要不可欠であるといえる。

また、上記事業者は公開する石垣の発掘調査及びその後の遺構保存状況確認調査業務を実施した実績を有しており、本業務についても同協会が継続して調査を実施することで、分析結果の一貫性の確保が可能となる。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当することから、上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局観光部観光課（電話番号 06-6469-5165）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度クラシック音楽普及促進事業業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人大阪フィルハーモニー協会

3 随意契約理由

本業務は、クラシック音楽の普及促進を図ることを目的に、市民が気軽に音楽活動が出来るよう、大阪フィルハーモニー会館のメインホール、市民スタジオの貸し出しや、市民の音楽活動の支援を行う業務、並びに、同会館において、広く市民がクラシック音楽を楽しめるようコンサートを開催する業務であり、実施にあたり区シティ・マネージャーが方針を決定し、局が執行する事務に分類されている業務である。

同会館が所在する西成区では、区の将来ビジョン等にも、大阪フィルハーモニー交響楽団を魅力あふれるコンテンツとして“区の財産”と位置付け、同楽団を積極的に区のイメージアップやプロモーションに活用していく方針であり、区内有数の文化施設である同会館について、地元住民をはじめとした市民に開かれた形で引き続き有効利用することとしている。

上記事業者は、日本有数のプロオーケストラとして公益社団法人日本オーケストラ連盟に加盟している大阪フィルハーモニー交響楽団の運営を行っており、音楽に関する幅広く専門的な知識やノウハウを十分有しているため、市民の音楽活動に関する支援やアドバイス、情報提供を的確に行うことができる。また、年間80回を超えるクラシックコンサートを開催しており、従前から本市と連携した市民向けコンサートの開催実績も多数あることから、規模、対象、内容、料金に応じた演奏会の開催ノウハウを十分有している団体である。

さらに、同会館の管理を行っており、事務局をおいていることから、市民からの同会館の利用要望に対しても、迅速・的確・合理的に対応できる団体である。

以上の理由により、同区の方針を踏まえ、同会館の市民利用促進並びに同会館を活用したコンサートの開催を効果的に担える唯一の団体であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-5173）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度難波宮跡（南部ブロック）管理運営事業維持管理・情報発信業務に係る業務委託

2 契約の相手方

難波宮跡公園「みんなのにわ」プロジェクト

3 随意契約理由

経済戦略局及び建設局では歴史遺産である難波宮跡を確実に未来へ伝えていく取組として、これまで未整備であった、難波宮跡の北部ブロック（建設局所管）と南部ブロック（経済戦略局所管）のうち、北部ブロックは公園整備を実施し、併せて南部ブロックの魅力向上業務も行い、難波宮跡一体で賑わいや楽しみを創り出し、かつ利用者に高い利便性と満足度を提供できるよう取り組みを実施している。

本業務は、上記の取り組みを行うために、催事に合わせた除草、清掃などの一体的な維持管理業務を総合的なマネジメントにより一元管理やスケジュール管理を行うことが、催事を効果的に行う上で必要不可欠なものである。さらに、催事に併せて難波宮跡が持つ歴史的魅力を効果的に利用者に認知していただけるよう情報発信を行うものである。

本業務の実施にあたっては、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

このことから、企画提案内容について学識経験者等外部委員5名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の提案が契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-3890）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 5 年度特定計量器定期検査業務委託

2 契約の相手方

特定非営利活動法人大阪市計量協会

3 随意契約理由

特定計量器の定期検査業務は、計量法第 19 条で都道府県知事又は政令で定める特定市町村の長（以下「特定市町村の長等」という。）が行うこととされているが、指定定期検査機関を指定し同機関に定期検査業務を行わせることで、特定市町村の長等による定期検査実施が不要になることが同法第 20 条で定められている。

そのため、本市では、効果的・効率的な行政サービスの提供を行うため、平成 24 年度から同法第 20 条に基づく指定定期検査機関制度を導入している。

同法には自治体が複数の者を指定定期検査機関とすることを妨げる規定が存在しないため、本市では、複数の指定定期検査機関の競争による効率的で質の高い行政サービスの提供をめざし、その指定のための公募を毎年実施しているが、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の間で本市指定定期検査機関としての指定を受けた者は、特定非営利活動法人大阪市計量協会のみである。

以上のことから、本業務を適法に履行可能な者は本市指定定期検査機関として唯一指定されている上記事業者のみであるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部計量検査所（電話番号 06-6577-5888）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度外国人留学生との連携拡大及び起業支援業務委託

2 契約の相手方

森興産株式会社

3 随意契約理由

本事業の目的は、大阪市内で活動する留学生のキャリアアップ及び地域への愛着を醸成することで、地域で活躍する国際人材としての育成・定着を図るものである。取り扱う対象は「留学生」という人材そのものであり、その人材に対し、成長及び愛着の醸成を促すプログラムを提供・実施することが業務の内容である。

提供するプログラム（交流プログラム、協働プログラム）は、他団体との連携により実施しており、事業者の特性を生かしてその年度に行われる他団体の事業を調査・発掘し、調整のうえ連携しての実施に至っている。

以上により、業務内容は高度で専門的な技術力が求められる内容であり、仕様書を確定しての発注が困難なことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものとして、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受ける公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

先に実施した本事業の公募型プロポーザルにおいて、学識経験者等の有識者3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部国際担当（電話番号 06-6615-3741）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市都市農業振興事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社ジェイコムウエスト

3 随意契約理由

本業務は、市内農業の振興発展を目的としており、事業の効果的な遂行にあたっては、市内の農水産物の積極的な魅力発信、食関連事業者等との連携による更なる販路拡大等が必要である。

本業務の実施にあたっては、高度な知識と豊富な経験を要するため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

このことから、企画提案内容について、学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6615-3751）

随意契約理由書

1 案件名称

泉布観の観光拠点整備事業（設計）に係る技術指導業務委託

2 公益財団法人文化財建造物保存技術協会

3 随意契約理由

本業務は、重要文化財に指定されている泉布観を文化財保護法に基づき、保存及び管理するための美観向上整備にかかる実施設計に対する技術指導を委託するものである。

明治4年に建てられた泉布観は、竣工後150年以上経過して老朽化しており、近年の異常気象・災害等の影響により外観塗装の劣化が目立ち、屋根瓦がずれ、雨樋等が破損している状況であるため、令和5年度に美観向上整備にかかる実施設計、令和5年度から令和6年度にかけて同整備にかかる工事を実施することとしており、実施設計等の事業者は入札により選定するものである。

当該美観向上整備については、文化庁の「観光拠点整備事業（文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業）国庫補助金」の交付決定を受けており、実施にあたっては、文化財保存事業費関係補助金交付要綱において、「補助事業に従事する主任技術者については、あらかじめ文化庁の承認を受けた者を使用しなければならない」とされているが、都市整備局による簡易プロポーザルの結果、実施設計は文化庁未承認の事業者が受託者として選定されたため、「登録有形文化財（建造物）修理にかかる設計監理技術指導者の承認基準」を満たす者（以下「文化庁の承認基準を満たす者」という。）の技術指導を受ける必要が生じた。

本業務の実施にあたっては、文化財保護法第三条に「政府および地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底につとめなければならない」とされていることから、泉布観の保存を周到の注意を持って実施していくためには、泉布観の経過や基礎資料等を熟知している必要がある。

上記事業者は、文化庁の承認基準を満たし、これまで泉布観の基礎調査から構造診断を継続しておこない、補修の実績もある唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は競争目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、下記事業者と随意契約を締結した。

なお、令和5年4月24日に教育委員会事務局総務部文化財保護課より、本業務の実施

は下記事業者に委託する必要があると見解を受けている。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-5188）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度「空飛ぶクルマ」社会受容性向上業務委託

2 契約の相手方

ソフトバンク株式会社

3 随意契約理由

業務は、2025 年の大阪・関西万博での空飛ぶクルマの実現にあたり、十分な住民理解が不可欠であることから、大阪市民及び市内事業者等に対し、空飛ぶクルマの安全性や実現による市民生活・地域社会にもたらされる新たな価値・サービスについて広く共有し、社会受容性の向上につなげるコンテンツ作成及び周知啓発にかかる企画運営事業である。

本業務の実施にあたっては、空飛ぶクルマの実現に向けた社会情勢や取組等を踏まえたコンテンツ制作能力と、効果的な社会受容性向上を図るためのノウハウが必要であることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

このことから、企画提案内容について学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部イノベーション課（電話番号 06-6615-3726）

随意契約理由書

1 案件名称

泉布観VRコンテンツ制作等業務委託

2 契約の相手方

凸版印刷株式会社

3 随意契約理由

本業務は、現存する大阪最古の洋風建築であり、国指定の重要文化財である泉布観（明治4年落成）について、新たな興味喚起や知名度向上、歴史的価値に対する市民等の理解促進を図るため、老朽化等で普段公開していない内部を中心にVR技術等を活用して、往時の姿を復元した映像コンテンツ等を制作するものである。

本業務の実施にあたっては、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

このことから、企画提案内容について学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-5188）